## 過不足額の精算の設例

## (設例) 本年最後に支払う給与(賞与)についての税額計算を省略しないで年末調整を行う場合 (配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額(他の所得なし)	4,390,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	56,945円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	641,525円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者(所得金額なし)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1 人

序展			稻	を理部	事務職	月 住所		0 -0000) ○○市×××!	——— 町3-3	-5	氏 (79 # )
区分	月区分	支月		総支給金額	社会保険 料 等 の 控 除 額	社会保険料等 控除後の給与 等 の 金 額	扶養親 族等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額   両上 の 税 額 に つ
	1		20	300,000 <sup>P</sup>	43,665 <sup>m</sup>	256,335 <sup>H</sup>	2 ^	3,510 円	Н	3,510 <sup>PI</sup>	技術   中
給	2		20	300,000	43,665	256,335	2	3,510		3,510	等 <u>新</u> <u> </u>
	3		19	300,000	43,665	256,335	2	3,510		3,510	存
料	4		18	310,000	44,310	265,690	2	3,840		3,840	区 分 金 額 税 1   給料・手 当 等 ① 3.690.000 <sup>円</sup> ③ 44.760
	5	5	20	310,000	44,310	265,690	2	3,840		3,840	賞 与 等 ④ 700,000 ⑥ 12,185 計 ⑦ 4,390,000 ⑧ 56,945
	6		20	310,000	44,310	265,690	2	3,840		3,840	総与所得控除後の総与等の金額 ⑨ 3,070,400 所得金額調整整除 (②=8500000 1)×10%、イナスの場合は0)
	7	.7	18	310,000	44,310	265,690	2	3,840		3,840	## 社会保 能 5 等 か 5 の 技能分 (② + ⑤) (② 641,525) 配偶者の合計所得金
手	8	8	20	310,000	44,310	265,690	2	3,840		3,840	険料等         申告による社会保険料の控除分         (3)         (3)           控除額         中告による小規威企業共済等對金の控除分         (4)         (6)         (日長期損害保険料支
	9	9	19	310,000	44,310	265,690	2	3,840		3,840	生命保険料の控除額     ⑤     71,550       地震保険料の控除額     ⑥     45,000       第第金の企順
当	10	10	20	310,000	47,140	262,860	2	3,730		3,730	配 偶 者 (特 別 ) 控 除 額 ① 380,000 ( 技養控験値及び障害者等の控除額の合計額 ⑱ 380,000 ⑬のうち関民年金保
等	11	11	20	310,000	47,140	262,860	2	3,730		3,730	基 礎 控 除 額 ⑭ 880,000 等の金額 所 段 整 額 の 合 計 額 ② 2,398,075
	12	12	19	310,000	47,140	262,860	2	3,730		3,730	※引課稅給与所得企額(①-⑪)及び韓由所得稅額 ② G72,000 ② 33,600 (特定增改築等)住宅借入金等特別控除額 ② 0
		ñ	ŀ	① 3,690,000	2538,275	3,151,725		3 44,760			年調所得税額(②-②、マイナスの場合は0) ② 33,600 年期年税額(②×102.1%) ② 34,300
賞	6	+	10	300,000	44,250	255,750	2	(税率 2.042 %) 5,222 (税率 2.042 %)	過納	5,222 <b>▲</b> 15,682	<ul> <li>差 引 選 適 取 又 は 不 足 額 (窓 − ⑧)</li> <li>参 22,645</li> <li>本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額</li> <li>② 6,963</li> </ul>
与	12	112	. 25	400,000	59,000	341,000	_	(税率 %)	▲22,645	<b>1</b> 10,002	超 通 額 来払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 ② 差 引 選 付 す る 金 額 (③ - ② - ③) ② 15,682
等								(税率 %)			の精算 同上の 本 年 中 に 選 付 す る 金 額 ③ 15,682 うち 翌 年 において 選 付 す る 金 額 ③ 不足 額 本 年 最 後 の 給 与 か ら 数 収 す る 金 額 ②
ľ		ñ	ŀ	<sup>④</sup> 700,000	<sup>⑤</sup> 103,250	596,750		<sup>6</sup> 12,185			不足額 本年最後の給与から微収する金額 ② の精算 翌年に繰り越して徴収する金額 ③

## (設例の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与(賞与)に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額4,390,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」によって求めると3,070,400円になります。
  - (注) この設例の場合、本年分の給与の総額が850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。
- 3 社会保険料等の 641,525円は、1 月から 12 月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会 保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分 50,200円 に対する控除額 37,550円 (50,200円× $\frac{1}{4}$ +25,000円)と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円 (56,000円× $\frac{1}{4}$ +20,000円)との合計額の 71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計 所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等 の金額(調整控除後)3,070,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分 I: A)で、 配偶者の合計所得金額が58万円以下(区分 II: ②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除 額の計算」欄の表の区分 Iの「A」及び区分 IIの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶 者控除額となります。
- 7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額®」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額 380,000円です。
- 8 「基礎控除額⑩」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が 132万円超336万円以下ですので、880,000円が基礎控除額となります。
- 9 所得控除額の合計額 2,398,075円は、次により計算します。

社会保険料 生命保険料 地震保険料 配偶者 等の控除額 の控除額 の控除額 控除額 641,525円 + 71,550円 + 45,000円 + 380,000円 + 380,000円 + 880,000円 = 2,398,075円

10 差引課税給与所得金額672,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 の給与等の金額 の合計額

差引課税給与 所得金額

(調整控除後)

3,070,400円 - 2,398,075円 = 672,325円→672,000円(1,000円未満の端数切捨て)

11 差引課税給与所得金額 672,000円に対する算出所得税額を「令和7年分の年末調整のための 算出所得税額の速算表」によって求めると、33,600円となります。

課税給与 税率 算出所得税額 所得金額 672,000円 × 5% = 33,600円

- 12 この設例の場合、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 13 年調所得税額 33,600 円に 102.1% を乗じて求めた 34,300 円(100 円未満の端数切捨て)が年 調年税額となります。
- 14 年調年税額 34,300円と1月から12月までに徴収された税額(12月支給の給与(賞与)については税額計算のみ)の合計額56,945円とを比較すると、徴収された税額の合計額の方が22,645円多いため超過額22,645円が生じます。
- 15 この超過額 22,645円は本年最後に支給する給与 (賞与) から徴収すべき税額 6,963円に充当しますが、徴収すべき税額を超える金額 15,682円(22,645円-6,963円)は本人に還付することになります。